

地域内フィーダー系統確保維持改善計画（平成 30 年度）の変更箇所

項目	新	旧
表 1	(14) 山川・高田線（田浦・田尻経由） 旧（14）と（15）を同一系統として 申請	(14) 山川・高田線（田浦・田尻経由①） (15) 山川・高田線（田浦・田尻経由②）
表 5	交通不便地域 38,139 人	交通不便地域 38,296 人
表 5	国庫補助上限額の算定式 38,139 人×100 円+50 万円 国庫補助上限額 4,313,000 円	国庫補助上限額の算定式 38,296 人×100 円+50 万円 国庫補助上限額 4,329,000 円

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

29 み企企第 627 号
平成 29 年 8 月 31 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	みやま市
住 所	福岡県みやま市瀬高町小川 5 番地
代表者氏名	みやま市長 西原 親 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

平成 29 年 8 月 31 日

（名称）みやま市

生活交通確保維持改善計画の名称
みやま市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>本市の交通状況は、市中央部に3つの駅を有するJR鹿児島本線が南北に横断し、その西側を2つの駅を有する西鉄天神大牟田線が併走している。また、市東部には九州新幹線が走り、筑後船小屋駅が隣接している。バス路線としては、堀川バスが1路線（瀬高・柳川線）のみ、JR瀬高駅から隣接する柳川市まで運行している。市では、平成20年4月より高齢者や障害がある方等を対象に、生活交通手段の確保を目的に、福祉バスを市内全域で運行している。しかし、利用者が限られているため、交通利便性の向上を求める意見が市民より多く寄せられており、平成30年3月より定時定路線型バス（市町村有償運送）を市内全域で運行開始予定である。本運行により、誰もが利用可能な定時定路線型バスが市内全域を運行することとなり、生活交通手段が確保される。</p> <p>運行にあたっては、路線バスや鉄道など既存の公共交通機関とも連携を図りながら、各地区と医療機関、商店などの生活目的施設、市役所などの公的機関を結ぶ、利用しやすい公共交通ネットワークの形成を目指す。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

市民（主に高齢者等）の日常生活における移動手段の確保を目的とした、利用しやすい公共交通ネットワークの形成を目指すため、利用者数を指標として設定し、各路線の利用者数目標を設定する。

平成 30 年度

水上・本郷線	1 便あたり 3 人以上
清水・上庄線	1 便あたり 3 人以上
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1 便あたり 4 人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）	1 便あたり 5 人以上
高田・瀬高線（国道 209 号経由）	1 便あたり 8 人以上
山川・瀬高線	1 便あたり 7 人以上
高田南部・西部線	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）	1 便あたり 3 人以上

平成 31 年度

水上・本郷線	1 便あたり 3 人以上
清水・上庄線	1 便あたり 3 人以上
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1 便あたり 4 人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）	1 便あたり 5 人以上
高田・瀬高線（国道 209 号経由）	1 便あたり 8 人以上
山川・瀬高線	1 便あたり 7 人以上
高田南部・西部線	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）	1 便あたり 3 人以上

平成 32 年度

水上・本郷線	1 便あたり 3 人以上
清水・上庄線	1 便あたり 3 人以上
瀬高・高田線（太神・岩田経由）	1 便あたり 4 人以上
高田・瀬高線（江浦・浜田・大江経由）	1 便あたり 5 人以上
高田・瀬高線（国道 209 号経由）	1 便あたり 8 人以上
山川・瀬高線	1 便あたり 7 人以上
高田南部・西部線	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（亀谷・竹飯経由）	1 便あたり 3 人以上
山川・高田線（田浦・田尻経由）	1 便あたり 3 人以上

(2) 事業の効果

本運行により、市民（主に高齢者等）の通院、買い物等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・市広報誌や市ホームページに運行内容、乗り方などの利用方法の情報を掲載することで利用促進を図る（みやま市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
みやま市においては、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
みやま市
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 <u>【地域間幹線システムのみ】</u>
該当なし
9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線システムのみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダーシステムのみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
15. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年1月31日（第1回） 協議会設立 ・平成29年3月28日（第2回） 運行内容の協議 ・平成29年6月26日（第3回） 運行内容の協議 ・平成29年8月17日（第4回） 平成30年度計画の協議・承認 	
16. 利用者等の意見の反映状況	
みやま市地域公共交通活性化協議会の委員として市民代表7名に参加いただき、市民意見を計画に反映させた。	
16. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	福岡県企画・地域振興部交通政策課
関係市区町村	みやま市総務部企画財政課

交通事業者・交通施設管理者等	九州旅客鉄道(株)、堀川バス(株)、瀬高交通自動車(有)、ニコニコ光タクシー(株)、福岡県南筑後県土整備事務所、柳川警察署
地方運輸局	福岡運輸支局
その他協議会が必要と認める者	NPO法人タウン・コンパス(学識経験者)、みやま市議会、行政区長会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、堀川バス労働組合

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

(所 属) みやま市総務部企画財政課

(氏 名) 山田利長・鬼丸愛

(電 話) 0944-64-1504

(e-mail) kikaku@city.miyama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
みやま市	みやま市	(1) 水上・本郷線	かたらい館	みやま市役所本所	かたらい館	(循環) 34.7 km	183 日	366.0 回		路線定期	②(1)	JR瀬高駅前停留所で 鉄道JR瀬高駅、地域間 幹線系統である堀川バ スの瀬高・柳川線と接続	①
		(2) 清水・上庄線	かたらい館	みやま市役所本所	かたらい館	(循環) 34.3 km	183 日	366.0 回		路線定期	②(1)	JR瀬高駅前停留所で 鉄道JR瀬高駅、地域間 幹線系統である堀川バ スの瀬高・柳川線と接続	①
		(3) 瀬高・高田線(太神・岩田経由①)	かたらい館	市役所高田支所	かたらい館	(循環) 37.4 km	183 日	366.0 回		路線定期	②(1)	JR南瀬高駅前停留所で 鉄道JR南瀬高駅と接続 JR渡瀬駅前停留所で 鉄道JR渡瀬駅と接続	①
		(4) 瀬高・高田線(太神・岩田経由②)	かたらい館	市役所高田支所	かたらい館	(循環) 36.2 km	183 日	366.0 回		路線定期	②(1)	JR南瀬高駅前停留所で 鉄道JR南瀬高駅と接続 JR渡瀬駅前停留所で 鉄道JR渡瀬駅と接続	①
		(5) 高田・瀬高線(江浦・浜田・大江経由)	JR渡瀬駅前	みやま市役所本所	あたご苑	(循環) 26.9 km	183 日	549.0 回		路線定期	②(1)	JR瀬高駅前停留所で 鉄道JR瀬高駅、地域間 幹線系統である堀川バ スの瀬高・柳川線と接続 JR渡瀬駅前停留所で 鉄道JR渡瀬駅と接続	①
		(6) 高田・瀬高線(国道209号経由)	新船小屋	市役所高田支所	新船小屋	(循環) 31.9 km	183 日	915.0 回		路線定期	②(1)	JR瀬高駅前停留所で 鉄道JR瀬高駅、地域間 幹線系統である堀川バ スの瀬高・柳川線と接続 JR南瀬高駅前停留所で 鉄道JR南瀬高駅と接続 JR渡瀬駅前停留所で 鉄道JR渡瀬駅と接続	①
		(7) 高田・瀬高線(国道209号経由)	新船小屋	東山簡易郵便局	JR瀬高駅前	往 5.3 km 復 km	183 日	91.5 回		路線定期	②(1)	JR瀬高駅前停留所で 鉄道JR瀬高駅、地域間 幹線系統である堀川バ スの瀬高・柳川線と接続	①
		(8) 山川・瀬高線①	真弓公民館	みやま市役所本所	真弓公民館	(循環) 36.3 km	183 日	732.0 回		路線定期	②(1)	JR瀬高駅前停留所で 鉄道JR瀬高駅、地域間 幹線系統である堀川バ スの瀬高・柳川線と接続	①
		(9) 山川・瀬高線②	山川げんきかん	みやま市役所本所	山川げんきかん	(循環) 23.1 km	183 日	183.0 回		路線定期	②(1)	JR瀬高駅前停留所で 鉄道JR瀬高駅、地域間 幹線系統である堀川バ スの瀬高・柳川線と接続	①

	(10) 山川・瀬高線③	JR瀬高駅前	市役所山川支所	真弓公民館	往 12.7 km 復 km	183 日	91.5 回		路線定期	②(1)	JR瀬高駅前停留所で 鉄道JR瀬高駅、地域間 幹線系統である堀川バ スの瀬高・柳川線と接続	①
	(11) 高田南部・西部線①	あたご苑	市役所高田支所	あたご苑	(循環) 28.8 km	183 日	183.0 回		路線定期	②(1)	JR渡瀬駅前停留所で 鉄道JR渡瀬駅と接続	①
	(12) 高田南部・西部線②	ヨコクラ病院前	市役所高田支所	あたご苑	往 28.1 km 復 km	183 日	183.0 回		路線定期	②(1)	JR渡瀬駅前停留所で 鉄道JR渡瀬駅と接続	①
	(13) 山川・高田線(亀谷・竹飯経由)	山川げんきかん	竹飯宮前	JR渡瀬駅前	往 13.9 km 復 15.6 km	183 日	366.0 回		路線定期	②(1)	JR渡瀬駅前停留所で 鉄道JR渡瀬駅と接続	①
	(14) 山川・高田線(田浦・田尻経由)	山川げんきかん	あたご苑	ヨコクラ病院前	往 13.0 km 復 13.4 km	183 日	366.0 回		路線定期	②(1)	JR渡瀬駅前停留所で 鉄道JR渡瀬駅と接続	①

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	みやま市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	38,139
交通不便地域	38,139

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
38,139	市内全域	過疎地域

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
38,139	対象人口 × 100円 + 50万円	4,313,000

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)